令和６年度こども家庭庁予算案のポイント

こども家庭庁

こどもまんなか
こども家庭庁

令和６年度 こども家庭庁予算の全体像

- 令和６年度のこども家庭庁予算は、「こども未来戦略」に基づくこども・子育て政策の抜本的な強化に向け、大きな一歩を踏み出す予算。
- 一般会計と特別会計の合計は、前年度比０．５兆円増（＋１０％）の５．３兆円。
- これに育児休業給付の令和４年度からの増分を加えた額は、令和４年度のこども家庭庁予算（４．７兆円）との比較で０．７兆円の増加（＋１５％）。

（注）労働保険特別会計の雇用勘定の育児休業給付は、2025年度に、こども家庭庁の下に創設されるこども・子育て支援特別会計（仮称）に統合。

（参考）こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）（抄）
Ⅲ－３．こども・子育て予算倍増に向けた大枠
○　また、「加速化プラン」を実施することにより、国のこども家庭庁予算（2022年度4.7兆円）は約5割増加すると見込まれる。

区　　分	令和５年度予算	令和６年度予算	対前年度比
一 般 会 計	39,691億円	41,457億円	＋1,766億円
年金特別会計 子ども・子育て支援勘定（注１）	8,413 億円	11,375億円	＋2,962億円
合計	48,104億円	52,832億円	＋4,728億円

（参考）

育児休業給付 （労働保険特別会計雇用勘定）	7,625億円	8,555億円	＋931億円

（注１）一般会計からの繰入れを除いた計数。
（注２）令和４年度予算のこども家庭庁予算は4兆6,871億円、育児休業給付の予算は7,300億円。
（注３）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。
（注４）上記の金額にはデジタル庁一括計上予算は含まれていない。
（注５）計数整理の結果、異動を生じることがある。

令和６年度予算における加速化プランの主な施策

➢ 令和６年度予算における加速化プランの主な施策は以下のとおりであり、同プランによる令和６年度までの充実額は累計０．８兆円程度（国・地方の事業費ベースで１．１兆円程度）。

（注）他省庁分を加えると国・地方の事業費ベースで１．３兆円程度。

主な施策	令和６年度予算額（対前年度比）
①児童手当の抜本的拡充 ・所得制限の撤廃、高校生年代への支給対象拡大、第３子以降３万円	・児童手当等交付金 1兆5,246億円（＋3,047億円）
②出産・子育て応援交付金（経済的支援） ・妊娠届時５万円相当、出産届時５万円相当の経済的支援（委託費含む）	・出産・子育て応援交付金 624億円（＋254億円）
③出産・子育て応援交付金（伴走型相談支援） ・妊娠から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、ニーズに応じた支援につなげる	
④高等教育費の負担軽減 ・対象を多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約６００万円）に拡大	・大学等修学支援費 5,438億円（＋127億円）
⑤４・５歳児の職員配置基準の改善 ・３０対１から２５対１への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける	・子どものための教育・保育給付交付金 1兆6,617億円（＋669億円）
⑥保育士等の処遇改善 ・令和５年人事院勧告を踏まえた対応を実施（人件費の改定率は＋５．２％）	
⑦放課後児童クラブの常勤職員配置の改善 ・常勤の放課後児童支援員を２名以上配置した場合の補助基準額を創設	・子ども・子育て支援交付金 2,074億円（＋228億円）
⑧多様な支援ニーズへの対応 ・こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進 ・児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー等支援 ・障害児支援、医療的ケア児支援等	・児童扶養手当 1,493億円（＋7億円） ・児童保護費負担金 1,438億円（＋90億円） ・障害児入所給付費等負担金 4,690億円（＋207億円）　等

（注１）予算額は一般会計と特別会計の合計。
（注２）加速化プランによる充実額は上記の内数。
（注３）他省庁分としては、多様な支援ニーズへの対応の厚労省計上分（こどもの補装具費支給制度等）、育休給付の増等がある。

令和６年度 こども家庭庁関連予算のポイント

計数は令和６年度当初予算案、（　）内は令和５年度当初予算額

１．こどもの視点に立った司令塔機能の発揮

（１）こどもまんなか社会の実現　6億円（5億円）

- こども・若者の意見聴取と政策への反映
- こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
- こども政策DX推進体制強化事業

２．結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

（１）地域の実情や課題に応じた少子化対策　10億円（10億円）

- 地域少子化対策重点推進交付金

（２）妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援　786億円（532億円）

- 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援の着実な実施（出産・子育て応援交付金）
- 産後ケア事業の実施体制の強化
- 基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援

（３）高等教育の無償化　5,438億円（5,311億円）

- 高等教育の修学支援新制度の実施

３．全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

（１）総合的な子育て支援　3兆8,169億円（3兆4,115億円）

- 児童手当の抜本的拡充
- ４・５歳児の職員配置基準の改善
- 保育士等の処遇改善
- 保育の受け皿整備・保育人材の確保

（２）地域の子ども・子育て支援　2,284億円の内数（2,073億円の内数）

- 放課後児童クラブの受け皿整備の推進
- 放課後児童クラブの常勤職員配置の改善
- 病児保育の基本単価分の引上げ
- 「こども家庭センター」の全国展開に向けた取組

４．成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

（１）こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進等　1,673億円（1,665億円）

- 児童扶養手当の拡充（所得制限の見直し、多子加算の増額）
- 児童扶養手当の受給に連動した支援策の要件緩和
- ひとり親家庭の就業支援・自立支援の強化
- 養育費確保支援の強化

（２）児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー支援等　3,829億円の内数（3,538億円の内数）

- 「こども家庭センター」の全国展開に向けた取組（再掲）
- 一時保護施設や児童養護施設等の環境改善
- こども若者シェルターの確保による相談支援等の実施
- 家庭養育環境を確保するための里親委託等の推進
- 支援につながってこなかった虐待経験を持つ若者等への支援
- ヤングケアラー相談支援体制の充実

（３）障害児・医療的ケア児支援等　4,989億円の内数（4,813億円の内数）

- 質の高い支援の提供
- 地域社会の参加・包摂の推進
- 地域の支援体制の強化

（４）こどもの自殺対策　0.6億円（0億円）

- 「こどもの自殺対策強化プラン」に基づく取組の推進

（注）デジタル庁一括計上予算を含む。

参考資料

運営費における常勤職員配置の改善（放課後児童健全育成事業）

成育局　成育環境課

1. 施策の目的

○　保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る。

2. 拡充内容

○「こども未来戦略」を踏まえ、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から運営費において、現行の補助基準額に加え、「常勤の放課後児童支援員を２名以上配置した場合」の補助基準額を創設する。

【現行の補助要件】
①国の設備運営基準どおり放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を２名以上配置した場合、
②放課後児童支援員を１名のみ配置した場合（小規模の場合など）、
など、職員の配置状況に応じた補助を行っている。

【拡充イメージ（児童数36～45人、年間開所日数250日以上の例）】

	補助要件	放課後児童支援員	補助基準額（案） （１支援の単位当たり年額）
創設	常勤の放課後児童支援員を２名以上配置した場合。	＊２名とも常勤	6, 552千円
① （現行）	放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を２名以上配置（※）した場合	＊常勤・非常勤問わず	4, 868千円
② （現行）	放課後児童支援員（常勤・非常勤問わず）を１名のみ配置した場合	＊常勤・非常勤問わず	4, 088千円

※ ①の場合、放課後児童支援員２名のうち１名は補助員に代えることができる。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む）　※ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。
【補 助 率】国１/３、都道府県１/３、市町村１/３

既定予算の活用（子ども・子育て拠出金（事業主拠出金））について

現行

事業主 → 拠出金 → 年金特別会計（子ども･子育て支援勘定） → 充当

- ○児童手当
- ○地域子ども・子育て支援事業
  （放課後児童健全育成事業、病児保育事業、延長保育事業）
- ○企業主導型保育事業等
- ○保育の運営費（０歳～２歳児相当分）

・保育給付のうち、拠出金を充てられる上限割合：**１／５**［法律］

●拠出金の**上限　→ 0.45%**（H30.4～）［法律］

●拠出金の**適用率 → 0.36%**（R　2.4～）［政令］
（**0.34%**（H31.4～）
0.29%（H30.4～））

令和6年度

事業主 → 拠出金 → 年金特別会計（子ども･子育て支援勘定） → 充当

- ○児童手当
- ○地域子ども・子育て支援事業
  （**放課後児童健全育成事業**、**病児保育事業**、延長保育事業）
- ○企業主導型保育事業等
- **○保育の運営費（０歳～２歳児相当分）**

※こども未来戦略における既定予算の最大限の活用として、加速化プランの放課後児童健全育成事業･病児保育事業に係る改善、保育の運営費のうち人事院勧告を踏まえた処遇改善に必要な額の半分への充当を事業主拠出金により実施

・保育給付のうち、拠出金を充てられる上限割合：**１１／５０（R7.4～(予定)）**［法律］
※令和6年通常国会へ法案提出予定

●拠出金の**上限　→ 0.40%（R7.4～(予定)）**［法律］
※令和6年通常国会へ
法案提出予定

●拠出金の**適用率 → 0.36%**（R2.4～）［政令］

（注）実際に適用する拠出金率等については、事業主団体と協議の上、毎年度、予算編成過程で決定する。

「加速化プラン」による施策の充実　【障害児・医療的ケア児】

支援局

障害児と医療的ケア児への支援を強化し、障害の有無にかかわらず、すべてのこどもが地域で安心して共に育ち暮らすことができる包摂的な社会づくりを強力に進める。

課題	加速化プランでの対応	目指す姿
◆ こどもの育ちに不安、どこで誰に相談すればよいかわからない、支援につながれない ◆ 専門的な発達支援を受けたい	**本人支援・家族支援の充実** **●早期からの切れ目のない支援の推進** ➢乳幼児健診、親子教室、保育所などの**身近な機会・場所での発達相談を充実** ➢支援**人材の育成促進**により地域の障害児支援事業所の支援技術を向上	様々な機会・場所での「気づき」を、**専門的支援に早くつなげる**
◆ 医療的ケアの必要なこどもを預かってくれる場所が少ない	**●医療的ケア児等の預かり環境の整備** ➢医療的ケア児や重度心身障害児を**一時的に預かる環境を整備**	**休息やきょうだいと過ごす時間が確保**される
◆ 成長に応じて補装具を頻繁に買い替えられない（経済的な負担が大きい）	**●こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃** ➢障害のあるこどもの日常生活と成長に欠かせない**補装具費支給**制度の**所得制限を撤廃**	こどもの**成長にあった補装具**を使うことができる
◆ 障害があっても、みんなといっしょに遊び、学びたい ◆ いろいろなイベントにも参加したい	**地域社会の参加・包摂（インクルージョン）の推進** **●障害児・医療的ケア児の地域での受入環境の整備** ➢児童発達支援センターによる**専門人材の巡回支援**や**看護師等の配置促進**により、**保育所等の受入体制を強化** ➢習い事や地域のイベントなどに専門人材を派遣し、様々な場での受入環境の整備を促進	保育所、習いごと、イベントなどの**地域の様々な場で、ともに過ごし・育つ**ことができる
◆ 住んでいる地域で支援に差がある（隣の地域で受けられる支援が自分の地域では受けられない）	**地域の支援体制の強化** **●児童発達支援センター等の強化** ➢地域の障害児支援の中核となる児童発達支援センターや医療的ケア児支援センター等の体制や支援機能を強化	**全国どの地域でも、必要な支援**が受けられ、ともに育ち暮らせる社会を実現